+

正する条例の制定についての1件について、総 務・文教委員長の報告は、原案可決であります。 総務・文教委員長報告のとおり決するにご異 議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、総務・文教委員長報 告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

〇佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査 の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成20年第5回市議 定例会において厚生常任委員会に付託になりま した議案1件、請願3件について、審査をいた しました経過と結果についてご報告申し上げま す。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月12日 に開催し、委員全員出席のもと当局関係者の出 席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第92号 長井市国民健康保険 条例の一部を改正する条例の制定について申し 上げます。

本案は、国民健康保険運営協議会の答申に基 づき所要の改正を行うため提案されたものであ ります。

審査に際し、市民課長からは、平成21年1月から創設となる産科医療補償制度により分娩費用が増額となることから、出産育児一時金の額を3万円増額し38万円とするとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、分娩機関がこの補 償制度へ加入するかどうかは任意だと思うが、 置賜地区の状況はどうなっているかとの質疑がなされ、市民課長からは、山形県内30の分娩機関はすべてこの補償制度に加入する。全国では3,275の分娩機関のうち3,117機関、95.2%が加入するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、保険会社は民間の保険会社が分担して運営するのか、それとも新たな組織をつくって運営するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、財団法人日本医療機能評価機構が全国の分娩機関を取りまとめ、その機構が民間の保険会社と契約すると聞いているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、この補償制度が適用されるのは出産に伴う重度の脳性麻痺だけかとの質疑がなされ、健康課長からは、今のところはそのような通知を受けているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、脳性麻痺が補償の対象となる分娩時の事故によるものか、対象外の先天性のものかの判断はその機構が行うのか、保険会社が行うのかとの質疑がなされ、健康課長からは、具体的な運用方法の通知はないが、機構が判断すると思われる。ただ、実際の判定に当たっては、地元の医師関係者がかかわるのではないかと思っているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第13号 基礎年金財源における政府負担の確実な実現を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元 木康仁氏から提出されたものであります。その 趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

平成16年の年金改正では、基礎年金における 国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上 げることを約束し、平成21年度までに完了する とした。その財源と称して定率減税は既に廃止

+

されたが、来年度の厚労省の概算要求では財源のめどがつかないとして盛り込まれず、年末に向けて調整されることになっており、来年度の当初はもちろん、来年度中の達成も不透明であると言わざるを得ない。しかし、この問題は、平成16年の改正で目玉になったもので、「達成できませんでした」では済まないものである。財源として消費税増税の動きも見られるが、国民は既に定率減税廃止という負担をしており、仮に財源が不足しているのなら法人税率引き下げをもとに戻し、証券税制の時限立法を即時やめるべきであり、基礎年金に対する国庫負担割合を消費税増税でなく、平成21年度中に2分の1とするよう関係機関に意見書提出を求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、この請願が提出された段階では国庫負担率を引き上げるめどが立っていなかったと思う。その後、財源ははっきりしないが、国庫負担率を2分の1に引き上げるような動きになっていると思うが、どのような状況かとの質疑がなされ、市民課長からは、麻生総理大臣が4月から実施したいと述べており、また舛添厚生労働大臣も4月からの実施の方向で強く要請しているので流動的なところもあるが、4月から実施されると思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、平成16年の法改正時に国庫負担の引き上げについては、財源は示されていなかったが、附帯決議ではなく、改正内容に含まれていたと認識しているがどうかとの質疑がなされ、市民課長からは、財源は決まっていなかったが、国庫負担を3分の1から2分の1に引き上げ、法整備を平成21年度までに行うことが法改正の中で決定された事項であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきま

すので、よろしくご賛同賜りますようお願い申 し上げます。

次に、請願第14号 障害者権利条約の早期批 准を求める意見書提出方請願について申し上げ ます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元 木康仁氏から提出されたものであります。その 趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

国連障害者権利条約は、2006年12月13日に第61回国連総会本会議において採択され、2008年5月に発効した。この条約は、障がい者の人権の尊重と実施に向けての政府の義務を明確に宣言しており、すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享受を促進し保護し、及び確保すること並びに障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的としている。よって、国連障害者権利条約を早急に批准するとともに、国内法制度や行政慣行を早急に見直しするよう関係機関に意見書提出を求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、この条約を批准すれば障がい者の権利に関係する法律について見直しすることになるのかとの質疑がなされ、福祉事務所長からは、条約は50条で形成されているが、障害者自立支援法や介護保険法、生活保護法などの関連する法律が見直しされていくことになると考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、ことし4月3日現在で20 カ国が批准しているが、最新の状況はどうなっ ているかとの質疑がなされ、福祉事務所長から は、ことし5月3日現在で24カ国が批准したと の答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は全員一致で採択すべき ものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきま すので、よろしくご賛同賜りますようお願い申 し上げます。 次に、請願第15号 子どもを不安なく生めるよう、産科医及び周産期施設の充実を求める意見書提出方請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、元 木康仁氏から提出されたものであります。その 趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

総合周産期母子医療センターである都立墨東 病院等の妊婦受け入れ拒否問題で、この数年問 題となっている産科医及び施設不足が改めてク ローズアップされた。政府は、喫緊の課題とな った医師不足に対応するため医学部定員をふや すことや I T化の推進等の対策を表明している。 しかし、現在問題となっている産科救急問題は 基本的に人員不足があり、さらに厚労省も発表 したようにNICU(新生児特定集中治療室) が慢性的に満床であり、多数の病院で重症妊婦 を受け入れることができないことに原因がある。 この数年、分娩数を上回る産科医の急速な減少 が行っており、今日、産科医の勤務は過労死認 定レベルを超える水準となっている。このよう な現状を見るならば、周産期医療に医療資源を 可能な限りふやす努力をしなければならない。 よって、少子化時代にあって不安なく出産がで きる体制を充実するように関係機関に意見書提 出を求めるものであります。

質疑に入り、委員からは、置賜地域にはNICUはないのかとの質疑がなされ、健康課長からは、置賜にNICUは設置されていない。置賜病院では、もし低体重で出産したなど集中管理が必要な場合はICUかHCUで対応することになっているようだとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、置賜病院ではICUで対応するとのことだが、県立中央病院などに設置されているNICUとは対応が違うのかとの質疑がなされ、健康課長からは、NICUを有する周産期医療センターを見ると、医師の24時間体制やオンコール体制が必要になってくる。よ

り専門的な新生児対応の施設をつくることには 異論はないが、新生児対応の専門施設をつくる ほど医師不足に拍車がかかる状態であり、各地 域で出産を分散して受け入れる体制があった方 がよいとの意見があることから現在の体制がと られていると聞いているとの答弁を受けたとこ ろであります。

さらに、委員からは、総合周産期母子医療センターが県内に1カ所は必要かと思うがどのように考えているかとの質疑がなされ、健康課長からは、必要であると思うが、医師の確保を図り、底辺を拡大しないと周産期医療体制の充実は難しいと感じているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、後刻、意見書を提出させていただきま すので、よろしくご賛同賜りますようお願い申 し上げます。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案 件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。 ただいまの報告に対し、ご質疑ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結 いたします。

それでは、日程第5、議案第92号 長井市国 民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついてから、日程第8、請願第15号 子どもを 不安なく生めるよう、産科医及び周産期施設の 充実を求める意見書提出方請願までの4件につ いて、討論の通告がありませんので、討論を終 結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第92号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

-118-

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、請願第13号 基礎年金財源 における政府負担の確実な実現を求める意見書 提出方請願の1件について、厚生委員長の報告 は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第13号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、請願第14号 障害者権利条 約の早期批准を求める意見書方請願の1件につ いて、厚生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第14号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、請願第15号 子どもを不安 なく生めるよう、産科医及び周産期施設の充実 を求める意見書提出方請願の1件について、厚 生委員長の報告は、採択であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第15号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、産業・建設常任委員会 の審査の報告を求めます。

藤原民夫委員長。

(藤原民夫産業・建設常任委員長登壇)

○藤原民夫産業・建設常任委員長 平成20年第5 回市議会定例会において産業・建設常任委員会 に付託になりました議案1件、請願3件につい て、審査いたしました経過と結果についてご報 告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る12月15日、 委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め て審査いたしております。

それでは、議案第91号 長井市誘致企業基金 条例の一部を改正する条例の制定について申し 上げます。

本案は、指定誘致企業に限らず、市内に立地 する企業に対して交付する企業立地補助金の財 源として、当該基金の処分を可能にするため提 案されたものであります。

審査に当たり、商工観光課長からは、当該基金は、日鍛バルブ株式会社に対して一たん交付された工場用地取得補てん補助金が返還されたことに伴い、平成11年12月に設置されたものである。現在の基金条例は平成20年12月28日で失効することになっているが、この失効期日前に同社が本市に立地する可能性がないことから、同社に限らず、市内に立地しようとする一定規模以上の企業に対して交付する企業立地補助金の財源として当該基金の処分を可能にするため提案するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、現在の基金残高は 幾らになっているか、また、長井市企業立地補 助金交付要綱第3条第1号に定める5,000平方 メートルの根拠は何か。第4条に定める金額は どの程度になると想定しているかとの質疑がな